令和５年度　佐渡市立河原田小学校　いじめ防止基本方針

１　基本方針作成の目的

（１）　組織として一貫したいじめ対応をするため
（２）　児童及び保護者への安心感を与え、いじめ加害行為の抑止につなげるため
（３）　加害児童への支援につなげるため

２　いじめ防止に対する基本理念

（１）　未然防止のため、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備を行う。
（２）　いじめ発生の場合は、被害児童の生命・心身の保護を最優先とし、学校内外が連携して、迅速・適切に対処する。
（３）　加害児童の指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを十分理解させるとともに、いじめの背景にも目を向ける。
（４）　傍観している児童に対しては、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させる。
（５）　全ての児童にいじめは決して許されない行為であることを十分理解させる。

３　いじめの定義・いじめ類似行為の定義

（１）　いじめの定義

「児童等に対して，当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法第２条）

この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って行うことが必要である。

またいじめには、多様な態様があることから、「心身の苦痛を感じているもの」との用件を限定的に解釈することがないように努める。

【具体例】
・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間外れ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと（ズボン下ろし含む）危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

（２）いじめ類似行為の定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。」（新潟県いじめ等の対策に関する条例第２条）

【具体例】
・インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、被害児童がそのことを知らずにいるような場合など

4　いじめ防止対策のための組織の設置

組織的な対応の中核となる組織として、「校内対策委員会」を置く。事案の内容に応じては、「校内いじめ対策実行委員会」を置く。

（1）　校内いじめ対策委員会（いじめ対策実行委員会）の役割
①　いじめの未然防止のための、環境づくりを行う。
②　学校基本方針に基づく取組の中核となる。
③　いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のため相談・通報の窓口となる。
④　いじめ発生時の緊急会議の開催と事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
⑤　被害児童、加害児童に対する対応方針の決定と対応を組織的に実施する。

（2）　構成員
校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、該当学級担任、
スクールカウンセラー
（「校内いじめ対策実行委員会」の場合は、この構成員に加え、スクールソーシャルワーカー、学校医、学校運営協議会委員、警察などの外部専門家の参加・協力を仰ぐ）

5　いじめの未然防止について

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けた指導は、全ての児童生徒を対象に行う。
（1）全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
（2）「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
（3）他者との交流や関わり合い等を通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度等、児童生徒の社会性を育成し、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくる。
（4）「いじめ見逃しゼロスクール」等県民運動に関連する取組を推進し、児童や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めることにより、いじめを見逃さない意識の醸成に努める。
（5）教職員は、自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を図る。
（6）いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った児童及び周囲の児童に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を発達段階に応じて行う。
（7）児童に対して、傍観者にならず、アンケート等で校内対策委員会への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
（8）特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

６　いじめの早期発見について

（１）　ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって的確に関わり、積極的な認知に努めたり、認知漏れがないかを定期的に検証したりする。

（２）　児童が自らSOSを発信した場合、児童にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、迅速に対応することを徹底する。

（３）　いじめの兆候をいち早く把握できるよう、児童の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを気兼ねなく連絡し合う等連携に努める。

（４）　記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせたアンケート調査や教育相談の実施など、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

（５）　児童及び保護者が相談を容易に行うことができるよう、「いじめ相談担当の窓口」を明確にし、周知を図る。

７　いじめ発生時の対応

（１）対応の流れ

①　速やかに校内対策委員会を開き、組織的に対応する。

②　被害児童及びいじめの疑いを知らせてきた児童に、力強く「安全確保」を宣言する。

③　加害児童への対応

・毅然とした態度で指導する。

・保護者の協力を得て、当該児童が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめの事実を本人がどう捉えているかを、じっくり聴取する。

・加害者の心理的背景の確認には、専門家の意見を仰ぐ。

・「今後いじめをしないためにはどうしたらよいか」「謝罪の気持ちを伝えるにはどうしたらよいか」等、自らの言葉での表現促す指導を行う。

④　保護者への対応

・誠意ある対応を心がけ、責任をもって説明する。

・被害、加害児童の保護者間の相互理解に努め、いじめ解消に向かう環境を整える。

⑤　いじめが「解消している」状態まで、指導や見守りを続ける。

※　「解消している」状態とは

①　少なくとも３か月以上は、いじめに関わる行為が止んでいること

②　いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと

（２）教育委員会との連携

①いじめを認知したら、すぐ一報を入れて指導を仰ぐ。

②きめ細かに適宜情報を上げて、より適切な対応にする。

（３）いじめ等対策会議について

①いじめ問題は、安易な解決にならないように、会議では十分時間をかけて協議し、学校の方針等をしっかり決定する。また、必ず記録を残しておく。

②特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに校内いじめ等対策委員会を中核として組織的に対応する。

（４）被害児童への対応について

①当該児童の不安（疎外感、孤独感等）や級友、教師に対する不信感の払拭に努める。

②友人関係をつくり、学級への所属感を高めることを主とした継続支援・指導を行う。

③問題の表面化が、本人の学級での孤立を招く恐れがあるので、取組は慎重に行う。

④本人とのかかわりは、学級担任に限らず、本人と望ましい関係にある教職員が行う。

（５）加害児童への対応について

①「いじめは絶対許されない行為である」ことを徹底指導する。被害児童の思いを伝え、毅然とした態度で指導する。

②いじめの背景や構造を明らかにし、関係した児童すべてに対して指導・支援する。
③教師への反発、学級での孤立など、二次的問題の発生につながることがないように、当該児童の気持ちを理解しながら継続指導を行う。
④加害者がグループの場合、グループ指導の他に、個別の面接を定期的に行い指導する。（加害者が複数人の場合、担当者が別々につき、一人一人話を聞く。後で、話を付き合わせ、いじめの構造を明らかにする。そのため、不明確な点は再度確認し、記録しておく。）

（６）被害児童の保護者への対応について

①保護者の不安や不満を謙虚に受け止め、問題を軽視することなく、誠意をもって対応に当たる。家庭訪問をするなど、こまめに連絡を取り合い、信頼の回復に努める。
②医師、カウンセラー、民生委員・児童委員、警察等の関係機関との連携を強化する。

（７）加害児童の保護者への対応について

①保護者の心情を理解することに努め、協力関係を強化する。また、機会あるごとに話し合いを十分に行い、感情的なトラブルに発展しないように留意する。

（８）周囲の児童への対応について

①いじめを黙認することは、いじめに荷担することであり、許されない行為であることを指導する。
②「いじめ問題」によって、学級内の人間関係や雰囲気が悪くならないようにするため、いじめのあった学級には、多くの職員がかかわり、児童の声に耳を傾けるようにする。
③「いじめは絶対許さない」という教師の姿勢を示し、学校・学年・学級全員の問題として取り組む雰囲気をつくり、いじめ防止に向けた取組まで発展するようにする。
④被害者や加害者のプライバシーの保護からも、騒ぎ立てることや話を不用意に広めることのないよう、節度ある言動をするように常に指導する。

（９）マスコミ対応

①窓口を教頭に一本化し、必要な情報のみを提供する。
②教育委員会の指導を仰ぐ。

８　ネット上のいじめについて

（１）児童に対する情報モラル教育の充実
①道徳の授業や総合的な学習の時間の授業　他

（２）保護者への啓発活動の推進
①ＰＴＡ活動での研修会(教養部)
②ＰＴＡ総会や学校便り等での紹介

（３）ネット上のいじめ監視のため、市町村や関係機関との連携
①情報を適宜受け、迅速に対応する。
②被害の拡大を防ぐため、直ちに削除する措置をとる。
③必要に応じて法務局の協力を得る.（名誉毀損・プライバシーの侵害）
④児童の生命、身体又は財産に重大な被害の生じる恐れのあるときは所轄の警察署に通報する。
⑤学校単独で対応が困難と判断したときは､市教育委員会と連携しながら､外部　の専門機関に援助を求めるなどの対処をする。

９　重大事態への対処について

重大事態が発生した場合は、市教育委員会又は学校のいじめ対策委員会等において事実関係を明確にするための調査を行う。

（１）重大事態の意味
①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる

場合
・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合等

②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
・相当の期間とは年間３０日を目安とする。

③その他
・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

（２）重大事態の調査と対応

①重大事態が発生したときは､直ちに市教育委員会に報告する｡市教育委員会から　市長に報告があがる。

②調査の迅速化を図るために、いじめ対策委員会等を中核として、重大事案の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を行う。

③いじめられた児童から十分聴き取りを行うとともに、他の在籍児童や教職員にも聴き取りや質問紙などで調査を行う。

④いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。

⑤いじめられた児童の状況に応じたケアを継続的に行い、学校生活復帰のための支援を行う。

⑥いじめられた児童からの聴き取りができない場合は、保護者からの要望･意見を十分に聴き、調査については協議をしてから行う。自殺という事態が起こったとき　には、児童の尊厳を保持しつつ、遺族の心情に十分配慮しながら調査を行う。

（３）調査後の報告

①調査によって明らかになった事実関係について、いじめをうけた児童やその保護者に対して説明をする。適時・適切な方法で経過報告を行う。

②他の児童のプライバシーや個人情報に十分配慮しながらも、個人情報を盾に説明を怠ることなく、適切に行う。

１０　いじめ防止のための年間プラン

学期	行事・活動	め　あ　て	**求める子どもの姿・評価**	学級力向上
１学期	あいさつ強調月間	・気持ちのよいあいさつをする。	・合い言葉通りのあいさつができたか。	
	始業式 入学式	・新たな学年の自覚と希望を抱く。 ・１年生を温かい気持ちで迎える。	・自分なりのめあてをもてたか。 ・１年生の名前を３人以上覚えたか。	・めざす学級像、学級マナーについて話し合わせる。
	１年生を迎える会	・１年生に優しく接しようとする。	・新たに１年生の名前を５人覚えたか。	
	運動会	・運動会を成功させるために、みんなで協力したり、励まし合ったりする。	・自分の仕事を最後までできたか。 ・練習や活動を通して、思いやりの気持ちをもったり、友達のよさに気付いたりできたか。	・スローガンをもとに学級の具体的なめあてを

			・競技中の応援を頑張ったり、競技を終えた友達を励ましたりしたか。	話し合い、取り組ませる。
	ビーチフェスティバル	・友達を気づかいながら、活動を行う。	・みんなで意見を出し合って計画を立てたか。 ・手伝ったり教えたり、協力したりしながら活動したか。 ・活動後の振り返りで、よさを伝えることができたか。	
2学期	あいさつ強調月間	・気持ちのよいあいさつをする。	・合い言葉通りのあいさつができたか。	
	秋遠足	・友達と協力して行動する。	・みんなで意見を出し合って計画を立てたか。 ・下級生に配慮しながら行動できたか。 ・活動後の振り返りで、よさを伝えることができたか。	
	校内マラソン大会	・自己ベストをめざし全力で走る。 ・友達を応援する。	・自分の力を出し切ったか。 ・練習の時から、最後の人がゴールするまで応援したか。	・マラソン励まし合い運動
	学習発表会	・発表会に向けて、学年で協力し合う。	・発表の練習に意欲的に取り組んでいたか。 ・友達や他学年の発表のよいところを見つけることができたか。 ・かっぱ班の友達のよいところを見付けることができたか。	・自分の役割を果たし、学級で協力して発表内容を作り上げる。
	いじめ見逃しゼロ集会	・いじめはよくないという思いをもてるようにする。	・かっぱ班で話し合いながら、「いじめゼロ宣言」を作ることができたか。 ・いじめに対する意識が高まったか。	・鑑賞はがきの書き方指導
	イベント集会	・協力して準備を進める。 ・友達を思いやりながら参加する。	・力を合わせて準備したか。 ・友達に温かな言葉をかけていたか。	
3学期	あいさつ強調月間	・気持ちのよいあいさつをする。	・合い言葉通りのあいさつができたか。	
	なわとび トライアル	・みんなで心を合わせて長なわに挑戦する。	・引っかかった友達に「ドンマイ」と励ましの言葉を全員でかけたか。	・ドンマイ運動
	６年生ありがとう会	・６年生に感謝の気持ちを表す。	・手紙やメッセージに感謝の気持ちを表していたか。	・６年生への感謝活動
	卒業式	・全校で卒業を祝おうとする。	・おめでとうの気持ちを、大きな声や適切な態度で表していたか。	

１１　留意事項

（１）保護者の参画について

①全家庭へいじめ防止基本方針を配付し、意見を求める。

（２）児童の意見について

①いじめは絶対にしてはいけないことを日々指導するとともに、「心の天気調べ」「心の健康チェック」を実施し、未然防止に努めるとともに、児童からの訴えを真摯に受け止め、心に寄り添いながらじっくり話を聞く。

②家庭においても、配付したいじめ防止基本方針を話題にしてもらい、児童の意見も求めるようにする。

（３）いじめ防止基本方針の公開について

①学校だよりで紹介したり、ホームページで公開したりする。

【いじめへの対応】

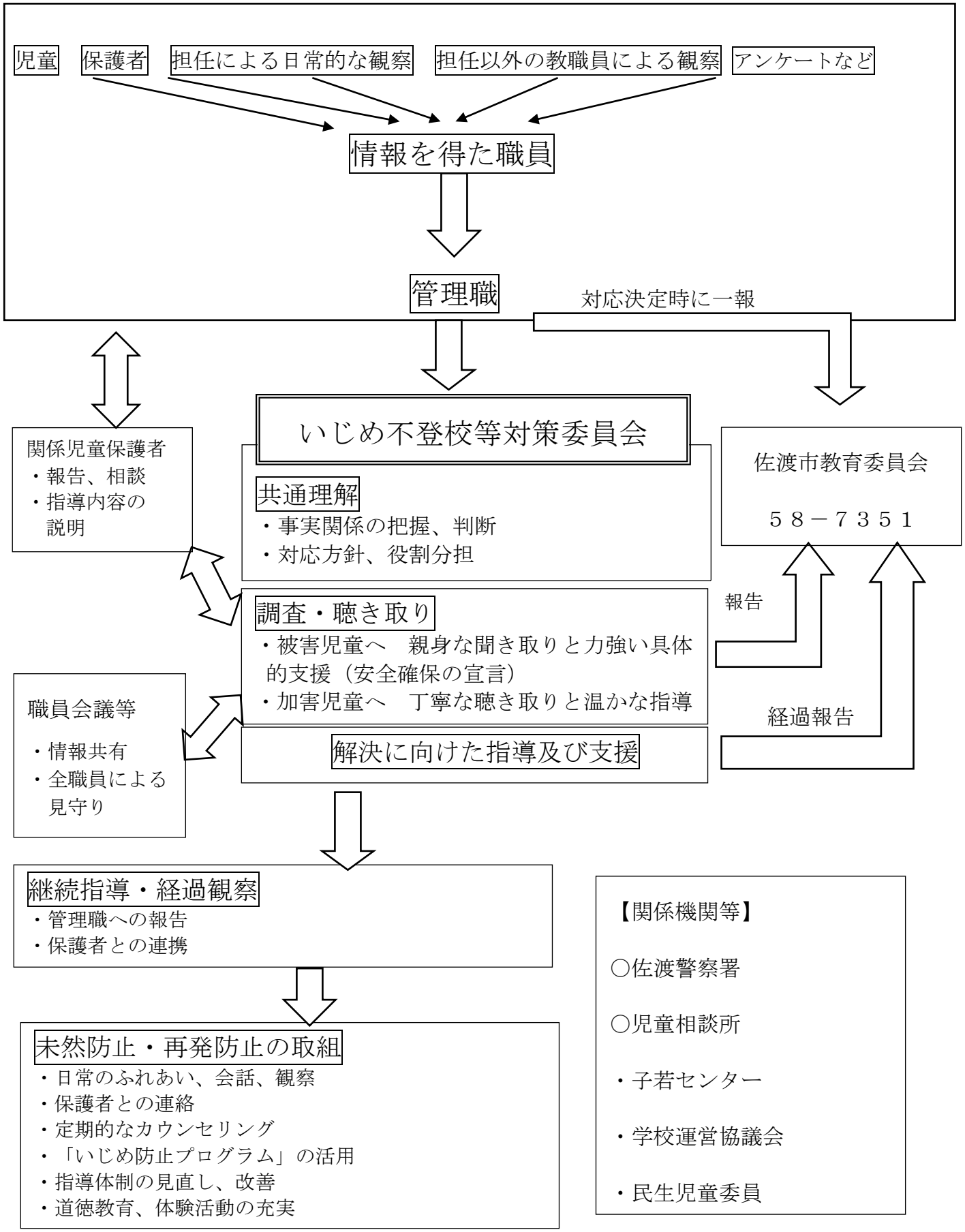
児童
保護者
担任による日常的な観察
担任以外の教職員による観察
アンケートなど
情報を得た職員
管理職
対応決定時に一報
関係児童保護者
・報告、相談
・指導内容の説明
いじめ不登校等対策委員会
共通理解
・事実関係の把握、判断
・対応方針、役割分担
佐渡市教育委員会
５８－７３５１
報告
調査・聴き取り
・被害児童へ　親身な聞き取りと力強い具体的支援（安全確保の宣言）
・加害児童へ　丁寧な聴き取りと温かな指導
経過報告
職員会議等
・情報共有
・全職員による見守り
解決に向けた指導及び支援
継続指導・経過観察
・管理職への報告
・保護者との連携
未然防止・再発防止の取組
・日常のふれあい、会話、観察
・保護者との連絡
・定期的なカウンセリング
・「いじめ防止プログラム」の活用
・指導体制の見直し、改善
・道徳教育、体験活動の充実
【関係機関等】
○佐渡警察署
○児童相談所
・子若センター
・学校運営協議会
・民生児童委員